

面会に関する規定

1. 目的

患者の権利である家族等との交流を保障しつつ、認知症専門病院としての安全な療養環境を維持するため、面会に関する基本事項を定める。

2. 基本方針

- 面会は原則として認める。
- ただし、以下の合理的理由により面会を制限または調整する場合がある。
 - 感染症対策
 - 患者のBPSDの状態（せん妄・帰宅願望・不穏等）
 - 医療安全上の必要性
 - 他患者の療養環境の確保
- 制限を行う場合は、理由と期間を家族へ説明し同意をとる。

3. 面会日時

- 原則：月曜日～金曜日の平日 14：00～16：30（受付 16：00 まで）
- 予約制とする（混雑防止・安全管理のため）
- 1組 30分以内（1時間に2組）
- 土日祝の面会は個別に対応し、患者の状態や職員体制を踏まえて判断する

4. 面会場所

- 原則：病室または各階のエントランス、外来診察室
- 他患者の迷惑にならないよう、職員が場所を調整する場合がある

5. 面会人数

- 原則：3名まで
※認知症患者の混乱防止と安全確保のため
- 12歳以上（小学生以下不可）

6. 面会時のルール

- 手指衛生の実施
- 発熱（37.0℃以上）・咳などの症状がある場合は面会不可
- 新型コロナウイルスに罹患したものは発熱後10日以上経過していること。また、新型コロナウイルスに接触のあった日から7日以上経過していること。

- 飲食は禁止
- 患者の状態により、職員が必要に応じて声かけや見守りを行う

7. 面会を制限する場合

- 院内または地域での感染症流行
- 患者の急性期症状（興奮・攻撃性・せん妄など）
- 医療安全上のリスクが高い場合
- 医師が治療上必要と判断した場合
- 他患者の療養環境を著しく損なう場合
- * 面会の制限は個々の入院患者については主治医、部署責任者の判断とする。
病院、病棟全体を制限する場合は、病棟担当医、部署責任者、院長、副院長、看護部長、事務部長、その他関連する医師、看護師長等で協議し決定する。

8. オンライン面会について

- 認知症患者が画面上の人物を認識できず混乱を招く可能性が高いため、オンライン面会は原則実施しない
- 面会制限が必要な場合は、電話連絡や書面での近況報告など、別の方法で家族との連絡を支援する

9. 特別面会

- 土日祭日は職員体制が平日と異なるため、患者の安全を確保するために個別判断が必要。
- 終末期や病状悪化時は、時間・人数の制限を緩和し、家族の希望を最大限尊重する。
- * 特別面会の判断は医師及び部署責任者の判断とする。

附則 当規定は、令和8年6月1日より適応する

令和8年6月1日 作成
感染対策委員会